



やさしい年金の話

やさしい年金の話

予測できない将来に備える保険

老後の生活を支える「年金」に関心のある人が増えてきています。年金と聞くと、老後に受け取るお金と

年金には、老後の生活を支える老齢年金、病気やケガで重い障害を負ったときの生活を支える障害年金、生活を支える人を失った遺族の生活を支える遺族年金と大きく3種類あります。

さて、多くの人の関心の的は「いくら受け取ることができるのか」ということだと思います。ご承知のように、年金は誰でも同じ金額を受け取ることができるというわけではありません。

今までどのような職業につき、どのような年金に加入していたのか、どのくらいの期間加入してきたのかという、皆さんのこれまでの「働き方」によってもらえる年金額や種類が変わってきます。

働き方によって、加入する年金制度は職業や国を問わず、日本で生活する20歳以上60歳未満の人が必ず加入する国民年金(自営業者、農業者、学生など)▷会社員が加入する厚生年金▷公務員が加入する共済年金の3種類です。

このように、職業や働き方によって加入する年金が強制的に決まるので、自分の好きな年金に加入できるわけではありません。自分の年金がいくらもらえるのか、今までどの年金制度に加入してきたのかなどについては「ねんきん定期便」で確認できます。

ねんきん定期便は毎年、誕生月にハガキか封書で送られてきます。50歳以上のねんきん定期便には、現時点での納付状況が60歳まで継続すると想定した上での受給額が試算されていますので、定年後のライフプランなどに活用できます。

また、ねんきん定期便にある年金加入履歴で、これまでに加入した年金の種類、勤め先、取得年月日、加入月数などの記載がありますので、もれや誤りがないかを確認できます。

特に女性は、結婚・退職・夫の転職など、記録に変化が生じやすいため注意が必要です。その場合は、近くの年金事務所でご相談ください。(N)

減って、何かしらトラブルの絡むことも多く、弁護士との連携などが増えているそうです。最後に4代目から「複雑化、デジタル化の進む社会の流れに合わせ対応していきたい」という決意をうかがうことができました。(H)

会社の一部門としてご活用ください

あなたに代わってお仕事します

- ◎社会保険の標準報酬月額の時給決定
◎労働保険料の年度更新手続き
◎給料計算・各帳票の作成

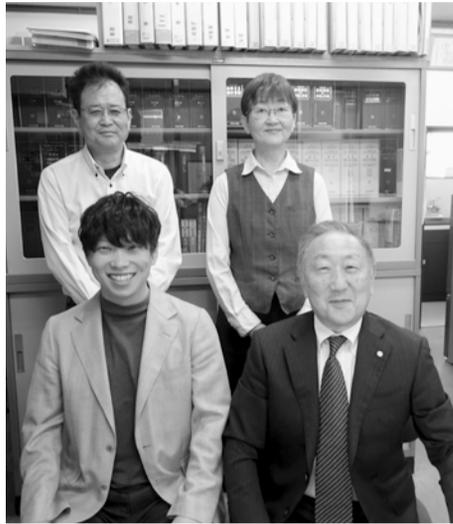
社会保険労務士事務所 マイオフィス
株式会社 マイオフィス
労働保険事務組合 マイオフィス

〒684-0033 境港市上道町2115-3 TEL 0859-44-3780

青色申告会の元気企業
3代目と4代目で切り盛り

川田司法書士事務所

境港市内で4代続いている司法書士事務所があります。湊町の川田司法書士事務所は、3代目・一郎さんと4代目・竜平さんという2人の司法書士、そして事務員2人の計4人で運営しています。現在の事務所は197



事務所を運営する川田一郎さん(前列右)・竜平さん(前列左)と2人の事務スタッフ

8(昭和53)年、2代目・俊弘さんの時にスタートして、47年の歴史を刻んでいます。さて、4代目の竜平さんですが、親の職業が司法書士だからといって初めから司法書士を目指していたというわけではな

く、結果的に司法書士になったというのが事実のようです。4代目は大学卒業後、特にやりたいことがなく東京で塾講師のアルバイトをしていたのですが、体調を崩し、境港の実家で療養することになりました。その後、徐々に社会復帰ということで、一郎さんの事務所の手伝いをするようになります。

【事業所のあらし】

事業所名 川田司法書士事務所
代表者 川田 一郎(かわたいちろう)
所在地 境港市湊町20
事業内容 司法書士、行政書士
営業時間 9:00~17:30
定休日 第2・第4土曜日、日曜日、祝日
TEL 0859-44-5533
FAX 0859-44-5534



税務・会計
一口メモ

所得税の改正

いわゆる「103万円の壁」を巡る議論が注目を集めました。2025(令和7)年分以後の所得税について、次のように改正が行われました。基礎控除額の増額 合計所得金額が235万円以下の場合の基礎控除額が10万円引き上げられ、58万円になります。さらに、所得金額によっては

追加控除があります。給与所得控除の見直し 給与所得控除は、最低保障額が現在の55万円から10万円引き上げられ、65万円となります。特定親族特別控除の創設 生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者を除く)で、控除対象扶養親族に該当しない者がいる場合に、所得控除を受けることのできる制度(特定親族特別控除)が創設されました。扶養控除などの所得要件の見直し 基礎控除引き

法律問題に及んでいます。2024年4月からは相続登記の義務化が始まり、登記事務の依頼が増加しているとのこと。そこで問題になるのが、相続登記をしようと思ったから相続人が亡くなっていてその子などが相続人になっているケースです。

追加控除があります。給与所得控除の見直し 給与所得控除は、最低保障額が現在の55万円から10万円引き上げられ、65万円となります。特定親族特別控除の創設 生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者を除く)で、控除対象扶養親族に該当しない者がいる場合に、所得控除を受けることのできる制度(特定親族特別控除)が創設されました。扶養控除などの所得要件の見直し 基礎控除引き

青申会だより
新年度がスタート

水木しげるロードに県外からの観光客や国際クルーズ客船からのお客様の姿が多く見られ、コロナ禍前の境港の景色が戻ってきました。

4月の新年度から2カ月が過ぎます。境港青色申告会も、新しい年度が動き始めました。

5月29日には総会を開催。2024年度の事業報告・決算報告と2025年度の事業計画・予算などについて審議し、それぞれ承認されています。皆さん、ご出席ありがとうございました。

青色申告会女性部で行っていたレクリエーションや研修会などの事業も引き続き計画していく予定です。

会員の皆様のご意見ご希望をお聞かせください。(I)

あなたの町の
あなたのサポーターです

保険をお探しのお客様へ お気軽にご相談ください

一度、当代理店ホームページへ↓↓↓

株式会社 友和・保険センター

本店 〒683-0802 鳥取県米子市東福原7-2-6 TEL(0859)34-4938 FAX34-5660
境港店 〒684-0071 鳥取県境港市外江町2361-2 TEL(0859)21-0117 FAX21-0118

ホームページ: www.youwa-hoken.jp/

